

はじめに

大府市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、別紙「誓約書」及び「大府市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。

また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

大府市インターネット公有財産売却ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号該当すると認められる方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年 12 月 7 日号外法律第 147 号）第 5 条第 1 項による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 大府市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有

していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって大府市が執行する一般競争入札（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間大府市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や大府市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、一般競争入札を行う物件については、現状で引渡しとなります。なお、見学会を実施しますので、事前に物件の確認をしない場合は、大府市公式ウェブサイト及び売却システム内に掲載する物件の写真等の閲覧により、物件の確認をしたものとみなします。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、大府市公式ウェブサイトより「誓約書」及び「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次の書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、入札開始4開庁日前の午後5時までに大府市に郵送または持参してください。（郵送の場合は、入札開始4開庁日前の午後5時必着）

【郵送先】 〒474-7801 愛知県大府市中央町五丁目70番地

大府市役所 総務部 行政管理課 管財係

【必要書類】

- ① 入札前90日以内に交付された居住地の市町村長が発行した住民票抄本（参加者が個人の場合）
- ② 入札前90日以内に交付された商業登記簿謄本（参加者が法人の場合）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 通帳等の写し【金融機関名、支店名、預金区分、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できるもの】（入札保証金納付方法が銀行振込の場合）

【注意事項】

※ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「直接持参」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

- ※ 入札参加書類の提出及び入札保証金の納付が大府市において確認できない場合、入札をすることができません。
- ※ 銀行振込かつ郵送で提出する場合は、参加者より必要書類（公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書等）が大府市に到着後、大府市から納入通知書を送付いたしますので、締切日の1週間程度前までに大府市に書類が到着するように提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（区分番号）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など大府市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

【動産・自動車の場合】

- (3) 公有財産が動産、自動車などである場合、大府市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局で移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを大府市に開示され、かつ大府市がこれらの情報を大府市文書管理規程に基づき、5年間保管すること。
 - ※ 大府市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ 大府市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます）
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などとは異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに大府市に提出することが必要です。なお、申込書は大府市公式ウェブサイトより印刷することができます。
- ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ※ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ※ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始 4 開庁日前の午後 5 時までに大府市に提出することが必要です。原則として、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時までに大府市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、大府市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 10 分の 1 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、大府市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの 3 通り

です。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

※ 入札保証金には利息を付しません。

※ 原則として、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時までに大府市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報や SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、大府市公式ウェブサイトより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時までに大府市に郵送または持参してください。（郵送の場合は、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時必着）

※ 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

※ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

※ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、大府市公式ウェブサイトより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類を添付のうえ、大府市に郵送または持参してください。（郵送の場合は、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時必着）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が大府市に到着後、大府市から「納入通知書」を送付しますので、大府市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

※ 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

※ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、大府市が納付を確認できるまで 5 開庁日程度要することがありますので、お手数ですが振込後「納入通知書」の銀行印

が押されたものを、大府市へ FAX 又は写真をメールに添付して入札開始 4 開庁日前の午後 5 時までに送信してください。

【FAX】 0562-47-7320 ・【メール】 gyosei@city.obu.lg.jp

※ 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

※ 大府市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

① 指定金融機関

株式会社 三菱 UFJ 銀行

② 指定代理金融機関

あいち知多農業協同組合

③ 収納代理金融機関

株式会社 大垣共立銀行、半田信用金庫、碧海信用金庫、株式会社 名古屋銀行、岡崎信用金庫、株式会社 あいち銀行、東海労働金庫、知多信用金庫、西尾信用金庫、株式会社 十六銀行

※ いずれも日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）

ウ その他の方法による納付

納付方法はクレジットカードおよび銀行振込以外に、直接持参があります。

※ 売却システムで参加仮申し込みされる際には「銀行振り込みなど」を選択していただくことになります。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、大府市公式ウェブサイトより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時までに大府市に郵送または持参してください。（郵送の場合は、入札開始 4 開庁日前の午後 5 時必着）

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに大府市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

(5) 契約保証金

入札保証金が契約保証金（落札金額の 100 分の 10）に満たない場合は、差額については、大府市が発行する納入通知書、又は大府市が指定する口座への振込みにより指定期日までに納付してください。ただし、売却代金の残金を一括納付する場合はこの限りではない。

第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

大府市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、大府市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 大府市から落札者への連絡

落札者には、大府市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※ 大府市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、大府市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

※ 当該電子メールに表示されている整理番号は、大府市に連絡する際や大府市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

大府市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には大府市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、大府市に直接持参または郵送してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに大府市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は大府市が発行する納入通知書により納付期限までに指定する金融機関に納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに大府市が納付を確認することが必要です。お手数ですが振込後「納入通知書」の銀行印が押されたものを、大府市へ FAX 又は写真をメールに添付して送信してください。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。

通帳等の写し【金融機関名、支店名、預金区分、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認で

きるもの】を提出してください。

共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

大府市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には大府市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、大府市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

1 公有財産が「動産」の場合の権利移転及び引渡しについて

(1) 権利移転の時期

売却物件の所有権は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(2) 「自動車」の権利移転の手続について

落札者は「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局で手続きが必要です。

(3) 引渡し及び権利移転に伴う費用

ア 公有財産の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ 売払代金納付時に落札者が公有財産を引き取らない場合は、大府市のウェブサイトより「保管依頼書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して郵送により大府市に提出してください。

ウ 直接受取りに来る際は、落札者本人確認のため、次の①及び②の書類をお持ちください。

① 身分証明書

住民票抄本、運転免許証、保険証、パスポート等本人確認及び住所地を明かす書類

② 大府市より送付される電子メールを印刷したもの

※ 落札者が法人の場合は、代表者の①及び②の書面が必要です。

エ 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、大府市に書面による委任状（大府市のウェブサイトより印刷）を提出することが必要です。

オ 一度引き渡された財産はいかなる理由があっても返品、交換はできません。

カ 権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。

(4) 注意事項

ア 落札された公有財産の保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。

イ 所有権移転、運搬に係る費用等は、全て落札者の負担となります。

ウ 送付による引渡しは行いませんので直接引き取りに来てください。

3 代理人が落札後の手続を行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売物件の引渡を受けることができない場合は、代理人がそれらの手続を行うことができます。代理人がそれらの手続を行う場合、以下のア～エの書類を全て大府市へ提出してください。

ア 大府市が落札者へ送信したメールを印刷したもの

イ 落札者本人の住民票

ウ 委任状（双方の印が押印されていることが必要）

エ 代理人の本人確認書類（運転免許証等）

※ 買受人が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付又は引渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となるため、上記ア～エの書類が必要です

第5 用途制限

1 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は、当該団体の役員若しくは構成員のために利用する等の用途。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定する風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する破壊的団体等がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途。

2 用途の制限の継承義務

- (1) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けるときは、上記に定める義務について、その譲受人、又は賃借人に当該義務を承継させなければなりません。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (2) 上記における当該第三者の義務の違反に対する責任は、落札者が負わなければなりません。

第6 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。
- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還
公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、大府市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、大府市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、大府市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、大府市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、大府市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、大府市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず大府市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

大府市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、大府市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、大府市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、大府市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10 大府市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

大府市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、大府市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正

後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、大府市が掲載したものでない情報については、大府市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

問合わせ先

大府市中央町五丁目 70 番地 大府市 総務部行政管理課管財係 電話 0562 (85) 3162